

原山レジデンス管理組合 規則・規定

(2024年5月12日現在)

目 次

1	自治部会運営規則	2
2	自主防災部会運営規則	5
3	2台目駐車場の運用規定	8

自治部会運営規則

(名称)

第1条 本部会は千葉ニュータウン原山レジデンス管理組合自治部会（以下「本部会」という。）として発足し、近隣団体との交流, および行政機関との連絡等においては「千葉ニュータウン原山レジデンス自治会」と称する。

(目的)

第2条 本部会は会員相互の親睦を図り、生活環境の向上と住みよい地域社会を作る事を目的とする。

(事務所)

第3条 本部会の事務所は、原山レジデンス管理事務所(印西市原山3-9-7)に置く。

(構成)

第4条 本部会は原山レジデンス管理組合規約第33条及び第79条に基き、すべての組合員及び居住者により構成される。

(活動)

第5条 本部会は第2条に掲げる自治部会の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- 一 生活環境の改善、向上に関する事
 - 二 会員相互の親睦に関する事
 - 三 近隣団体との交流に関する事
 - 四 行政機関との連絡連携活動に関する事
 - 五 その他第2条の目的を達成するために必要な活動に関する事
- なお、営利行為、宗教的行事、政治活動は行わない

(役員)

第6条 本部会には次の役員を置く。

- | | |
|--------|------------------|
| 一 部会長 | 1名 |
| 二 副部会長 | 1名 |
| 三 担当役員 | 4名 (総務・会計・広報・環境) |
| 四 監事 | 2名 |

(役員を選出及び任期)

第7条 各役員は次のとおりとする。

- 一 部会長は管理組合副理事長が兼務する
- 二 副部会長は管理組合理事長が兼務する
- 三 担当役員は、管理組合理事が兼務する
- 四 監事は管理組合監事が兼務する
- 五 上記役員及び監事の任期は1年とし、再任を妨げない

(役員の仕事)

第8条 各役員の仕事は次のとおりとする。

- 一 部会長は本部会を代表し、会務を統括して自治会活動を行う
- 二 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する
- 三 総務は自治活動に伴う行政機関等との窓口業務、交渉、及び自治活動行事を推進する業務を行う
- 四 会計・広報は各担当職務を行う
- 五 環境はごみ対策・防犯・クリーンセンター環境委員の職務を行う
- 六 監事は本部会の財産状況及び業務の執行状況を監査する

(組 織)

第9条 本部会に別紙の組織を置く。

- 一 本部会は、部会長、副部会長、担当役員をもって構成し、部会長がこれを召集する
- 二 監事は、本部会に出席して意見を述べることができる

(総 会)

第10条 総会は、本部会の最高決議機関であつて、会員全員で構成する。

- 2 総会は、毎年1回5月に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、部会長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議・決定する。
 - 一 規則に関すること
 - 二 活動報告に関すること
 - 三 予算及び決算に関すること
 - 四 部会役員及び監事の承認に関すること
 - 五 その他、重要議案に関すること
- 5 総会の議長は、総会において選出する。
- 6 会員は、その居住する住戸1戸につき1票の議決権とする。
- 7 総会は、会員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(経 費)

第11条 本部会の活動経費は、本部会費・市補助金・その他の収入をもってこれにあたる。

(会 費)

第12条 会員の負担する本部会費の額は、居住する住戸1戸につき月額100円と定め、納入された会費は返済されない。

(会費の徴収)

第13条 本部会費は毎年6月に1年分を前納する。途中入会の場合は入会日より本部会費を徴収する。

- 2 会員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、原山レジデンス管理組合規約第63条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(ボランティア)

第15条 部会長は事業に応じ、その業務の執行に必要なボランティアを募ることができる。

(附 則)

この規則は、平成14年5月19日から施行する。

平成24年5月20日 第2回規約改定

令和6年(2024年)5月12日改定

自主防災部会運営規則

(名称)

第1条 本部会は、千葉ニュータウン原山レジデンス管理組合自主防災部会（以下「本部会」という。）として発足し、近隣団地との交流および、行政機関との連絡等においては「原山レジデンス自主防災会」と称する。

(目的)

第2条 本部会は、住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行う事に依り、地震・火災その他の災害（以下「地震・火災等」という。）に依る被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本部会の事務所は、原山レジデンス管理事務所(印西市原山3-9-7)に置く。

(構成)

第4条 本部会は、原山レジデンス管理組合規約第33条及び第79条に基づきすべての組合員及び居住者により構成する。

(事業)

第5条 本部会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

2 防災計画の作成。

- 一 地震・火災等の発生時に於ける情報の収集伝達、初期消火、救出、救護、避難誘導、給食給水等応急対策に関すること
- 二 その他、本部会の目的を達成する為に必要な事項

(役員)

第6条 本部会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|--------------|
| 一 部会長 | 1名 |
| 二 副部会長 | 2名 |
| 三 担当役員 | 3名（総務・会計・広報） |
| 四 常任委員 | 数名 |
| 五 班長 | 5名 |
| 六 監事 | 2名 |

(役員を選出及び任期)

第7条 役員を選出及び任期を次のように定める。

- 一 部会長は、管理組合副理事長（自治部会長）が兼務する
- 二 副部会長は、管理組合理事長・理事（防災担当）が兼務する
- 三 常任委員および班長は部会員から募り、部会長が任命する
- 四 担当役員は、管理組合理事が兼務する
- 五 監事は、管理組合監事が兼務する
- 六 部会長・副部会長・担当役員及び監事の任期は1年とし、再任を妨げない
- 七 常任委員および班長の任期は、原則的に2年とし、再任を妨げない

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事に次のように定める。

- 一 部長は、本部会を代表し、会務を総括し、地震・火災等の発生時に於ける救急活動の指揮・命令を行う
- 二 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務の代行をする
- 三 担当役員は、本部会の総務、会計、広報の職務を行う
- 四 常任委員は、防災知識の普及、防災訓練の実施等、本部会の目的達成のために必要な活動に当たる。地震・火災等の発生時には、部長の指揮下で職務を遂行する。部長、副部長が不在の場合、その職務を代行するものとする
- 五 班長は、防災知識の普及、防災訓練や防災資器材の備蓄の立案と実施等、本部会の運営に当たる。地震・火災等の発生時には、部長の指示に依り対策本部を設置し、部長の指揮下で職務を遂行する
- 六 監事は、本部会の財産状況及び本部会の業務の執行状況について監査する

(組織)

第9条 本部会に別紙の組織を置く。

- 一 本部会は、部長、副部長、担当役員、常任委員、班長をもって構成し、部長がこれを召集する
- 二 監事は、本部会に出席して意見を述べることができる

(総会)

第10条 総会は、本部会の最高決議機関であって、会員全員で構成する。

- 2 総会は、毎年1回5月に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することが出来る。
- 3 総会は、部長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議・決定する。
 - 一 規則に関すること
 - 二 事業計画及び事業報告に関すること
 - 三 予算及び決算に関すること
 - 四 部会役員及び監事の承認に関すること
 - 五 その他、重要議案に関すること
- 5 総会の議長は、総会において選出する。
- 6 会員は、その居住する住戸1戸につき1票の議決権とする。
- 7 総会は、会員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(防災計画)

第11条 本部会は、地震・火災等に依る被害の防止及び軽減を図る為、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項に就いて定める。
 - 一 地震・火災等の発生時に於ける防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - 二 防災に関する知識の普及に関すること
 - 三 防災訓練の実施に関すること
 - 四 地震・火災等の発生時に於ける情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等応急対策に関すること

- 五 防災資器材の備蓄に関すること
- 六 上記第一号～第五号の見直しを年1回実施する
- 七 その他必要な事項

(防災資器材等)

第12条 防災資器材等の配備は、防災部会で検討の上、管理組合理事会で承認し、実施充実する。

(経費)

第13条 本部会の運営に関する経費は、原則として本部会々員の会費をもってこれを充てるものとする。

(会費)

第14条 会員の負担する本部会費の額は、居住する住戸1戸につき月額200円と定め、納入した本部会費は返済しない。

(会費の徴収)

第15条 本部会費は毎年6月に1年分を前納する。途中入会の場合は入会日より本部会費を徴収する。

2 会員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、原山レジデンス管理組規約第63条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(ボランティア)

第17条 部会長は事業に応じ、その業務の執行に必要なボランティアを募ることができる。

(附則)

この規則は、平成14年5月19日から施行する
平成24年5月20日 第2回規約改定
令和6年(2024年)5月12日改定

2 台目駐車場の運用規定

(駐車場の定義)

- 第1条 1台目の使用契約をしている駐車場をA駐車場と呼び、その台数をAとする。Aの最大数は200台である。
- 2 全世帯数である200を超えて増設された駐車場を2台目B駐車場（以下「B駐車場」という。）と呼び、その台数をBとする。Bの最大数は全増設台数である。
- 3 組合員が1台目の使用契約をしていない駐車場を2台目C駐車場（以下「C駐車場」という。）と呼び、その台数をCとする。Cの最大数は1台目の未契約台数とBの和であり、最小数は0である。



(1台目契約の優先)

- 第2条 A駐車場の使用契約は、C駐車場の使用契約より優先される。

(申込み方法)

- 第3条 B駐車場並びにC駐車場の使用を希望する者は、次の書類を提出する。
- 一 車検証の写しまたは売買契約書の写し
 - 二 現在の保管場所契約書の写し

(契約期間)

- 第4条 B駐車場の契約期間は最長2年間とし、原則として連続して契約することはできない。ただし次期契約申込み時に空きがある場合は、新規次期契約者の最後尾以降の順位を抽選により決定し、連続して契約することができる。
- 2 C駐車場は最長2年間使用できるものとするが、第2条の規定により1台目使用者の契約申し出があった場合は、第6条に規定する契約順位により、管理組合は賃貸契約を解除することができる。

(駐車場の位置)

- 第5条 B駐車場並びにC駐車場の位置は、1台目のA駐車場抽選会が終了した後に使用契約がなされなかった残りの駐車場の位置とする。

(契約の順位)

- 第6条 B駐車場並びにC駐車場使用希望者は併せて抽選を行い、使用希望者全員の契約順位を決定する。
- 2 B駐車場並びにC駐車場使用希望者の数がB、Cそれぞれの駐車場の合計数を超えた場合はB、Cの合計数までの順位の者を当該契約期間についての

契約当選者とする。

(契約条件の選択)

第7条 契約当選者はその契約順位の順番でB駐車場契約またはC駐車場契約を選択できる。

2 B駐車場契約は契約順位に従って台数を加算し、増設台数Bを超えることはできない。

3 C駐車場契約は契約順位に従って台数を加算し、B駐車場契約者が増設台数Bに満たない場合は、空き台数Cを超えることがある。ただし超えることのできる台数は空き台数Cと増設台数Bの合計数からB駐車場契約を締結したものを除いた台数までとする。

(駐車位置の選択)

第8条 B駐車場並びにC駐車場の契約者は、A駐車場抽選後の残った位置の中から、契約順位に従っての駐車場の位置を選択することができる。

(順番待ち順位)

第9条 2台目駐車場の契約順位がB駐車場とC駐車場の合計数を越えた順位の契約希望者は、その順位を2台目駐車場の空き待ち順位に引継ぐことができる。ただしこの順位を放棄した希望者がいる場合は、後の順位の希望者が繰り上がることとする。

2 空き待ちのまま2年が経過した場合は、次期契約時に新規契約ができる契約順位に引継がれるものとする。ただし空き待ち期間中に民間駐車場の賃貸契約を締結していない者は、この権利を放棄したものとみなす。

3 空き待ち順位の最上位者は、2台目駐車場に空きが出た場合でもその権利を次の順位者に譲ることができる。この場合順位を譲った者は、当該期間の空き待ち順位の最後尾の順位に繰下がるか空き待ち順位を放棄することができる。

4 空き待ち順位者がB駐車場またはC駐車場の中途契約をした場合、中途契約者は既契約者の最上位の順位に繰り上がるものとする。

(契約の解除)

第10条 契約期間中に1台目利用者がA駐車場契約を希望した場合、管理組合はC駐車場契約をした者のうち契約順位の最後尾の者に1ヶ月の猶予期間を設けて契約の解除を通告し、当該契約者はこの通告に応じなければならない。

2 当該期間中に複数の1台目利用者のA駐車場契約申し出があった場合は、C駐車場契約者うち、契約順位の後尾の者から順次繰り上げて契約の解除を行う。

(駐車場使用証明書の発行)

第11条 B駐車場を契約した者のうち2台目車輛の買換えまたは新規購入時に必要な「自動車の保管場所確保の証明書」(以下「証明書」という。)を発行する。ただし証明書の有効期間は当該契約期間内とする。

2 証明書の発行申込みをする者は、次いずれかの書類と不正を防止するための念書を提出しなければならない。

一 現在の契約車両の廃車証明書の写し

二 現在の契約車両を下取することが明記されている売買契約書の写し

- 三 新車購入の売買契約書の写し
 - 四 その他現在の契約車両の保管場所を変更したことが証明される書類の写し
- 3 証明書の発行申込時に提出する念書は、以下のとおりとする。

<p style="text-align: center; margin: 0;">念 書</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">原山レジデンス管理組合 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 10px 40px;">わたくし□□□□は、管理組合より「自動車の保管場所確保の証明書」の発行を受けるにあたり、保管場所の契約期間が満了する場合は、新たに保管場所を確保し、確認のためにその保管場所契約書の写しを提出します。これに伴い、警察署に保管場所の変更手続きを行い、既契約中の保管場所を放棄します。もしこの手続きに反した場合は、管理組合から直接警察署に保管場所契約を解除した旨を通知され、以後の2台目駐車場契約申込みを管理組合に拒否されても異議はありません。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 10px 40px;">住居番号 3-〇-〇-〇〇〇 氏 名 □ □ □ □</p>

- 4 車庫証明の発行を受けた者が、契約期間を満了した後新たな保管場所を確保しない場合は、管理組合は今後当該者の2台目駐車場使用申込みを受付けない。
- 5 車庫証明の有効期間は最長2年間とする。
- 6 B駐車場所に契約解除者が出て、空き待ち順位者が中途契約した場合、残り契約期間が6ヶ月未満の場合には車庫証明は発行しない。

(使用料金)

- 第12条 B駐車場並びにC駐車場の契約敷金は3,000円とする。
- 2 B駐車場の料金は、月額6,000円とする。
- 3 C駐車場の料金は、月額5,000円とする。
- 4 駐車場使用料金の改訂は、原山レジデンス管理規約集の駐車場使用細則に準ずる。

(その他)

- 第13条 2台目駐車場の運用規定に記載されていない事項については、駐車場使用細則等に準ずる。

(附 則)

- この運用規定は、平成9年5月18日から施行する。
- ※ 平成14年5月19日 第1回規約改定
- ※ 平成24年5月20日 第2回規約改定
- 令和6年(2024年)5月12日改定